

# 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の見直しのポイントについて

資料2

## 適正な浄化槽の維持管理に係る課題

### 浄化槽管理者の意識の啓発

・浄化槽管理者が、保守点検業者に管理の一切を任せ、浄化槽法に定める法定検査・清掃・保守点検の必要性を認識していないケースがある。⇒①④

・法定検査実施浄化槽のうち約3割になんらかの問題点が発見される。⇒①～⑤

### 浄化槽保守点検業者の資質向上

・条例の登録をせずに、又は浄化槽管理士の資格を持たず保守点検業務を実施するケースがある。⇒②③⑤

・受託した保守点検業務を他の業者に再委託し、その実施の内容について把握していないケースがある。⇒③

・浄化槽管理者に対し、浄化槽法に定める法定検査・清掃の必要性や実施の時期を説明しないケースがある。⇒④

・浄化槽保守点検業者と清掃業者との連携がされないため、適正な浄化槽管理ができなかったケースがある。⇒④⑤

・浄化槽管理士の資格は更新制度がないため、新しい情報を得ずに業務を実施してしまう。⇒⑤

## 課題解決のための手法

### ① 優良保守点検業者認定制度の創設

・通常の登録基準よりも厳しい基準に適合した優良な浄化槽保守点検業者を審査・認定する制度を創設する。

### ② 無登録業者への指導強化

・無登録業者への報告徴収、立入検査、勧告の規定をすともにも無登録業者が勧告に従わない場合、公表及び登録の拒否ができる規定を設ける。

### ③ 浄化槽保守点検業務の再委託の禁止

・保守点検業務を別の業者に再委託をすることについては、浄化槽管理者が認めた場合以外は禁止する。また、再々委託（孫請け）を禁止する。

### ④ 浄化槽保守点検業者から関係者への通知・連絡を義務化

・浄化槽保守点検業者から浄化槽管理者に対して、清掃及び法定検査の実施の時期に係る通知並びに通知様式の規定  
 ・浄化槽保守点検業者から清掃業者に対して清掃の実施の時期に係る連絡の規定

### ⑤ 浄化槽保守点検業者への指導強化

・浄化槽保守点検業者の登録更新時（3年に1度）の研修会受講の規定（優良保守点検業者は2年に1度）  
 ・登録申請時に連絡予定の清掃業者を申請書に記載  
 ・浄化槽管理士の資格を証する書類の必携化  
 ・浄化槽管理士が複数の浄化槽保守点検業者を兼務することの禁止

## 想定される効果

### 浄化槽管理者の意識啓発と 浄化槽維持管理の適正化

・優良保守点検業者認定制度の創設により、浄化槽管理者は保守点検業者の資質に差があることが認識できる。  
 ・浄化槽管理者は、優良な保守点検業者に安心して管理を任せられるとともに、適切な浄化槽維持管理のための生活の知識にまつわるアドバイスが得られるなど、意識啓発が期待できる。  
 ・優良保守点検業者の認定基準として、契約する浄化槽管理者の遵法性を設けることにより、保守点検業者が浄化槽管理者に対し、法定検査の受検を勧め、受検率の向上も期待できる。  
 ・優良な保守点検業者を評価することにより、保守点検業者の資質・モチベーションの向上や適正な業務遂行が望める。

### 浄化槽保守点検業者の資質の向上と 浄化槽の維持管理の適正化

・無登録業者や再委託の禁止を指導することにより、コンプライアンスの遵守をはじめ、浄化槽保守点検業者全体の資質向上につながり、適正な保守点検が実施される。  
 ・清掃や法定検査の実施について、保守点検業者から浄化槽管理者に対して通知する様式を定めることにより、確実に浄化槽管理者に情報が伝わり、適正な浄化槽の維持管理が期待できる。  
 ・兼業禁止及び浄化槽管理士資格書類の必携化により、名義貸し等の不正案件の防止が図られ、浄化槽保守点検業者の資質向上が期待できる。